

令和7年3月24日

業者 各位

契約担当官  
航空自衛隊第2補給処業務部  
会計課長

### 同等品で入札（見積）に参加される場合の手続きについて

入札内訳書等（入札書、見積書及び内訳書含む）に「同等品（他社製品を含む）」と記載のある物品については、例示品として示したメーカー・型番の品名のほか、それと同等以上の品目（以下、「同等品」という。）による応札が可能です。

なお、同等品による応札に参加の場合は、以下の手続きにより事前に同等品確認申請を行って下さい。

#### 1 同等品の定義

同等品とは、規格、品質、性能等が例示品と同等以上であるものをいいます。

#### 2 同等品審査の方法

同等品確認申請される方は、指定する日時までに、「同等品確認申請書」に当該申請物品の諸元が確認できるカタログ等を添付して、会計課契約班へ提出して下さい。

なお、審査結果が入札（見積）日の前日までに届かない場合は、下記照会先までお問い合わせ願います。

#### 3 その他

##### （1）同等品確認申請書の掲載場所

「航空自衛隊岐阜基地会計課ホームページ」→「各種書類の定型」→「【同等品】の同等品申請書の定型に掲載」

##### （2）照会先

航空自衛隊岐阜基地 第2補給処業務部会計課契約班

電話：058-382-1101（2884 又は 2885） FAX：058-382-3396